

千葉市水道料金の滞納に係る督促及び給水停止事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水道料金(以下「料金」という。)の納入義務者が納期限までに料金を納付しない場合における未納金の督促及び給水の停止に関し、必要な事項を定めるものとする。

(納期限)

第2条 料金の納期限は、次のとおりとする。

調定した日の翌月の16日(当該日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日)とする。

(督促状の送付)

第3条 前条に規定する納期限までに料金を納付しない者があるときは、千葉市下水道条例施行規則第11条による。

2 督促の納期限は、下水道事業会計規則第37条第2項による。

(給水停止予告状の送付)

第4条 前条の規定による督促状に定める納期限までに料金を納付しない者があるときは、別に納期限を定めて給水停止予告状(様式第1号)を送付するものとする。

2 前項の別に定める納期限は、給水停止予告状の送付日の翌日から起算して5日を経過した日とする。

(給水停止の猶予)

第5条 前条の規定による給水停止予告状に定める納期限(以下「指定納期限」という。)までに料金の分納申し出をする者があるときは、水道料金分納誓約書(様式第2号)の提出を受けて給水停止を猶予するものとする。

(給水停止通知書の送付)

第6条 指定納期限までに納付しない者及び水道料金分納誓約書どおり納付しない者があるときは、指定納期限から起算して3日を経過した日に給水停止通知書(様式第3号)を送付するものとする。

(給水停止)

第7条 給水停止をしようとする場合は、水道総務課の課長の決裁を得て、指定納

期限から起算して6日を経過した日に執行するものとする。

2 給水停止の執行は、乙止水栓の閉栓により行う。ただし、乙止水栓以外で給水停止を行う必要があるときは、この限りではない。

(給水停止の解除)

第8条 給水停止後、料金を完納した場合は、給水停止を解除し、速やかに給水を開始するものとする。

(給水停止処理簿)

第9条 給水停止を執行したとき若しくは解除したとき又は給水契約の解除をしたときは、給水停止処理簿(様式第4号)に記録しておくものとする。

(給水契約の解除)

第10条 給水停止中に、空家等により転居先不明で納入義務者が現住しないと確認できたときは、給水契約の解除を行うことができるものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、水道料金の滞納に係る督促及び給水停止に関し必要な事項は、水道局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。